

北下浦漁港（上宮田地区）海業展開可能性調査検証業務仕様書

1 業務名称

北下浦漁港（上宮田地区）海業展開可能性調査検証業務

2 業務場所

北下浦漁港（上宮田地区）漁港区域内

3 業務目的・コンセプト

（1） 業務目的

本業務は、三和漁業協同組合上宮田支所（以下、「漁協」という。）の有する資源を活用し、民間の発想や経験を活かした「海業」を試験的に展開することにより、漁協が協力可能かつ民間が展開可能な海業の実施に係る効果や課題を調査・検証し、海業の本格実施に向けた情報を収集する業務である。

「海業」とは、海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業であって、国内外からの多様なニーズに応えることにより、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出すことが期待されるものをいう。（水産庁ホームページより）

現在、北下浦漁港（上宮田地区）は、漁業者の減少などの影響もあり漁港施設内には使用頻度の低い低未利用地がある。この低未利用地及び漁協が有する資源を活用し、新たに海業を展開することができれば、地域や漁業の活性化が期待される。

そのため、北下浦漁港（上宮田地区）において試験的に海業を実施し、漁協の能力や提供できる資源を活用しながら、十分な集客性、収益性、継続性を持った海業を展開できるか、展開できない場合は何が課題となるのかを調査・検証することを目的としている。

（2） 基本コンセプト

ア 漁協の有する資源の活用

イ 漁業や水産物への興味を惹く参加型イベントの実施

ウ 海や砂浜を活用したビーチスポーツなどを組み合わせた新たな魅力の創出

エ 漁協と民間が協力して行う当該地区における海業の課題の調査・検証

※ なお、業務受託後に提案に基づく本市と受託者の協議によりコンセプトの磨き上げを期待する。

4 業務内容

（1） 海業の試行的実施業務

漁協の能力や提供できる資源を確認しながら、季節や時間帯に応じた物販やイベントの開催など様々な海業を試験的に実施して、漁協と協力することの利点の把握

や、十分な集客性、収益性、継続性を持った海業を展開するための課題などの情報を収集する。

なお、イベント等の実施にあたっては、参加者が不快にならないよう、三浦市及び漁協と調整の上、不要漁具等の除去等、景観に配慮するものとする。

(2) 調査・検証業務

試行的に行った海業から得られた情報をもとに改善点を検討し、海業の試行的実施業務にフィードバックして、より集客性、収益性、継続性を高められるよう調査・検証を行う。その結果について、契約期間中に1度は中間報告を行い、業務完成前には最終報告を行うものとする。各報告の際には市と協議をし、その協議内容を踏まえ「7 成果物」に従って成果物を三浦市に提出する。

(3) その他

ア 業務の実施にあたっては、統括責任者を配置すること。統括責任者は、委託業務全般における統括的な業務を行い、全業務従事者の管理・監督を行う者とする。

イ 受託者は、業務の進捗状況及び課題等について市に報告を行い、また業務履行にあたっての調整又は確認を行うため、随時打合せを実施すること。

ウ 受託者は、本仕様書と異なる事項または本仕様書に定めのない事項であっても、本事業の目的を達成するためによりよい手法、技術またはアイデア等があるときは、市に対して予算の範囲内で積極的にこれを提案すること。

エ 本業務の目的を踏まえ、実施趣旨を逸脱しない範囲で事業内容充実の目的であれば、事前に本市と協議し、本市から了承を得たものに限り、区域内での物品販売やレンタル業務を行うことができる。ただし、関係法令を遵守するとともに、販売に掛かる経費は受託者の負担とする。

オ 本業務の目的を踏まえ、実施趣旨を逸脱しない範囲で事業内容充実の目的であれば、事前に本市と協議し、本市から了承を得たものに限り、協賛企業等を募集し、協賛金等を得て事業費にあてることができるものとする。

カ 提案内容の実施にあたっては、本市と事前協議するとともに、必要に応じた手続き（建築確認申請手続等）が必要になる可能性がある。建築確認申請等については受託者の負担により行うこととする。ただし、事業実施までに建築確認申請手続等が完了しない可能性があることに留意されたい。

キ 業務の実施に際し、受託者の故意又は過失による賠償責任（第三者に損害を及ぼした損害含む。）は受託者が負うものとする。受託者は施設賠償責任保険（対物・対人）に必ず加入すること。

ク 業務の実施に際して事故等が発生した場合は、受託者の故意又は過失の有無、相手方が特定できないものなどその如何によらず、受託者として責任を持って対応することとし、原因や相手方が特定できない損害（第三者に及ぼした損害含む）の負担に

については、市と受託者における役割や業務分担、関与の程度等を踏まえた上で協議によるものとする。

5 与件

(1) 提案エリアの概要

下図に示す北下浦漁港（上宮田地区）の漁港区域内を提案対象地とする。

ア 名称

北下浦漁港（上宮田地区）漁港区域

イ 所在地

三浦市南下浦町上宮田

ウ 提案対象エリア面積

約 5,625 m²

・漁港施設用地①	約 1,125 m ²
・漁港施設用地②	約 1,500 m ²
・砂浜	約 3,000 m ²

※対象エリアの全面積を活用する必要はない。

図：提案エリア図（青色で示す範囲が提案エリア）



注：設置物等は令和6年現在の状況であり、実際の現場と異なる可能性がある。

エ インフラ等

(ア) 水道

別紙 1 のとおり北下浦漁港（上宮田地区）には専番 33851 号の給水管が布設されている。この給水管は漁協の所有であるため、これを使用する場合には所有者と協議をして了承を得ること。また、給水管接続工事や水道使用料等、係る経費の一切は受託者が負担すること。

(イ) 電気

別紙 2 のとおり電柱があり、この電線から電気を引き込むことが可能であるが、引き込みを行う場合には、電気引き込み工事や電気使用料等、係る経費の一切は受託者が負担すること。

(2) 費用負担等

ア 本業務に係る工事費、通信費、光熱水費、消耗品費、燃料費、建築確認申請に係る経費及びその他運営に係る経費については受託者の負担とする。また、損害保険は受託者において加入する。

イ 本業務に係る備品等の置き場は、受託者が用意することとする。

ウ 提案内容実施に係る漁港施設占用許可申請手続は、市が行う。なお、必要な図面等は受託者が市に提供することとする。

エ その他、費用負担が不明確なものについては、市と受託者が協議のうえ決定するものとする。

(3) その他注意事項

本業務は、北下浦漁港（上宮田地区）において行う業務である。漁港の管理者は横須賀市であり、使用にあたっては占用許可が必要になる。占用手続は前項に記載のとおり市が行うが、受託後に提案内容の一部又は全部について横須賀市から占用許可が認められない場合には、当該認められなかった提案内容について、計画の変更等を求める場合がある。

また、占用許可が得られた場合であっても、業務実施前や実施中に占用物件に対し横須賀市から指導・指示等があった場合にはこれらに従うこと。

6 履行期間

契約の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

7 成果物

(1) 報告書

紙媒体 1 部、電子媒体 1 式

(2) その他関連資料

必要部数（最終的には電子媒体も納品）

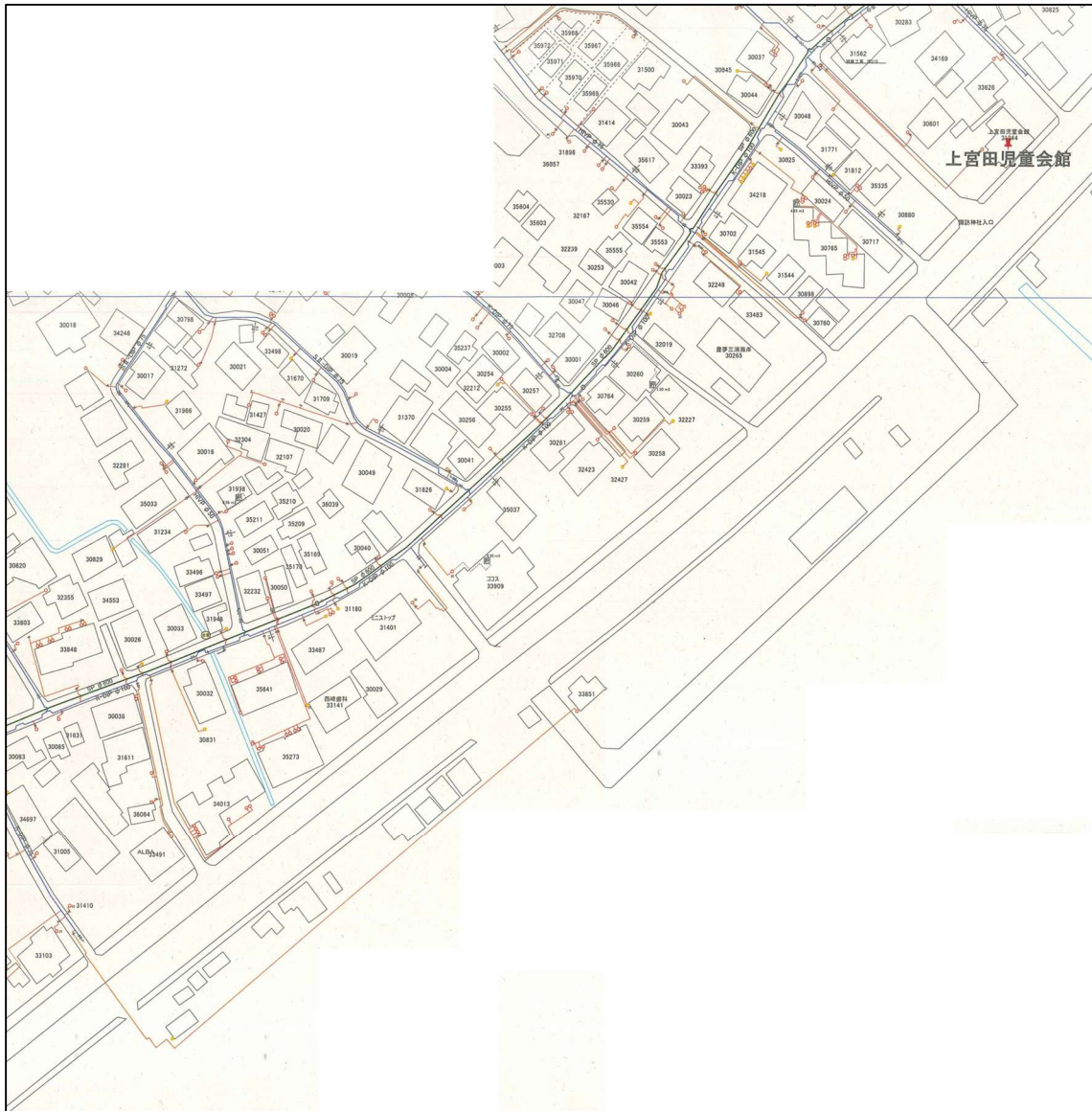
(3) 納入先

三浦市役所海業水産課

8 その他事項

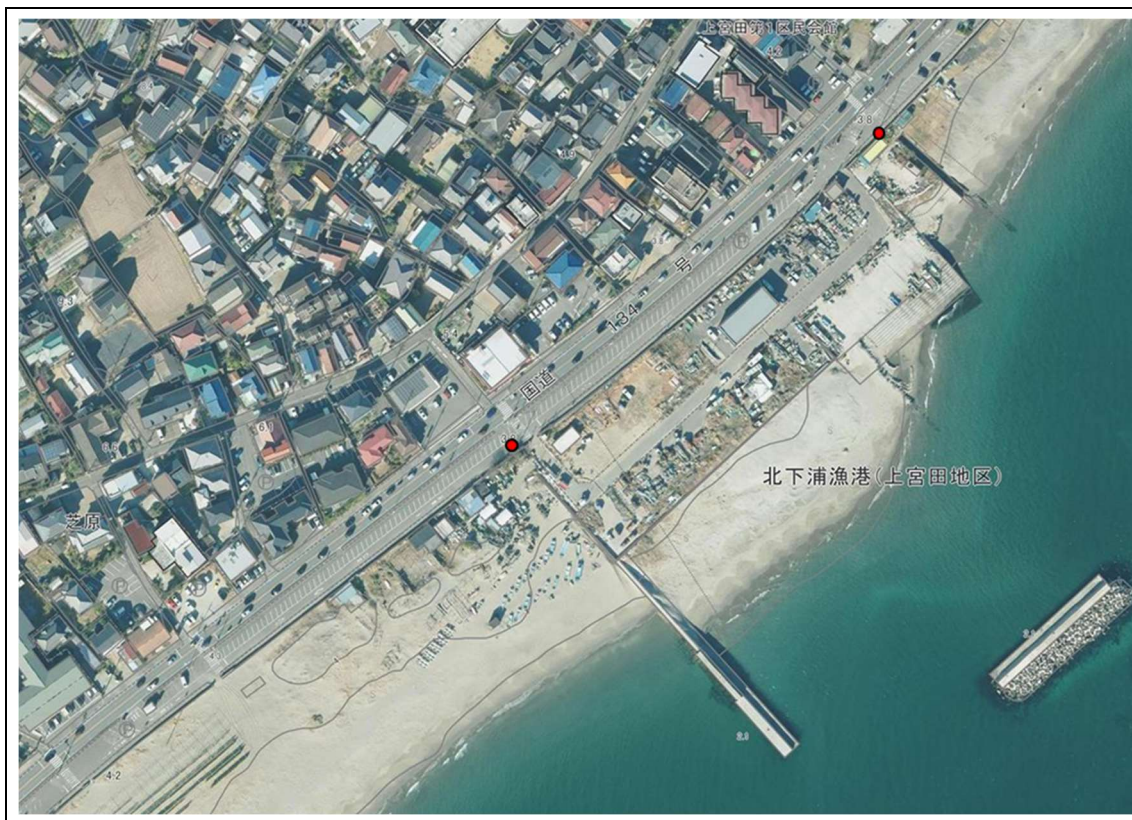
- (1) 本業務の実施に当たっては、三浦市契約規則によるほか、本仕様書及び別途作成する契約書に基づき施行すること。なお、本仕様書及び契約書に定めのない事項については、委託者と協議の上決定する。
- (2) 本業務の実施に当たり計画に変更が生じた場合、または本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度速やかに委託者と協議を行い、事前に委託者の了解を得た上で業務を遂行する。
- (3) 受託者は、本業務の一部又は全部の実施を第三者に委託し、又は請け負わせることをしてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認める時は、市の承認を得た上でその一部を委託することができる。
- (4) 本仕様書は、公募型プロポーザル実施に向けて作成したものであり、公募型プロポーザルの実施結果を踏まえ、必要に応じて、契約締結時に修正する。

別紙1 配水管・給水管図



- ※ 青色の線が配水管、赤色の線が給水管を示す。
- ※ この図は参考図であり、現況と異なる場合がある。

別紙2 電柱の位置図



※ 赤丸が、おおよその電柱の位置を示す。